

越監告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、総務部の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 20 日

越前市監査委員 田 中 英 夫

同 田 中 希 世 子

同 川 崎 俊 之

記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 定期監査

3 執行期間

情報政策課	令和 4 年 12 月 9 日～12 月 13 日
防災危機管理課	12 月 14 日～12 月 16 日
人事・法制課 (味真野出張所、白山出張所) (選挙管理委員会) (固定資産評価委員会)	12 月 19 日～12 月 21 日
秘書広報課 (市政情報室)	令和 5 年 1 月 5 日～ 1 月 10 日
市民協働課 (ダイバーシティ推進室)	1 月 11 日～ 1 月 13 日

4 監査の対象

① 情報政策課、防災危機管理課、人事・法制課

令和 3 年 4 月から令和 4 年 10 月末日までの所管業務全般

② 秘書広報課、市民協働課

令和 3 年 4 月から令和 4 年 11 月末日までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規程の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等）を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。

越監告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、越前市固定資産評価審査委員会の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和5年2月20日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 川崎俊之

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間 令和4年12月19日（月）～12月21日（水）
- 4 監査の対象 令和3年4月～令和4年10月末日までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規程の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等）を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

越監告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、越前市選挙管理委員会の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和5年2月20日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 川崎俊之

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間 令和4年12月19日（月）～12月21日（水）
- 4 監査の対象 令和3年4月～令和4年10月末日までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規程の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等）を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。